

2024年3月1日号

★号外★

令和6年4月の法改正ほか（労働条件明示ルールの変更など）

---

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信

---

みなさま、おはようございます。

桑原事務所の森野です。

4月からの新年度にあわせて、さまざまな法改正等が予定されています。

既にご案内済のものも含めて、主なものをまとめてご紹介します。

#### ① 労働条件明示ルールの変更

就業場所・業務の変更の範囲、契約更新上限の有無、無期転換申込機会など、明示すべき項目が追加されました。労働契約を令和6年4月以降に締結する際は、注意が必要です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_32105.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32105.html)（厚生労働省）

★★★弊所ホームページでひな形を公開しています！ぜひご活用下さい★★★

<https://kuwasr.net/information/>

#### ② 建設・自動車運転・医師 時間外上限規制の適用

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/topics/01.html)（厚生労働省）

★★★よくある質問★★★

Q 当社は建設業で、毎年1月1日に36協定を締結しています。

今年も、令和6年1月1日から1年間を有効期間とした36協定を締結し、監督署に届出ました。

今年の4月に協定を締結しなおす必要がありますか？

A 締結しなおす必要はありません。

貴社の場合、令和6年12月31日まで限度時間に関する規定は適用されません。

（労基法附則139条2項）

#### ③ けんぽ協会 保険料率の変更（健康保険、介護保険）

令和6年3月分（4月納付分）～

<介護保険料率>

1.82% ⇒1.60%（これを折半負担）

<健康保険料率>

山口県 9.96% ⇒10.20% (これを折半負担)

福岡県 10.36% ⇒10.35% (これを折半負担)

広島県 9.92% ⇒ 9.95% (これを折半負担)

<厚生年金保険、子ども子育て拠出金>

変更なし

#### ④ 労災保険料率の変更（令和 6 年度）

全 54 業種中、引下げは 17 業種、引上げは 3 業種です。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/rousai\\_hokenritsu\\_kaitei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/rousai_hokenritsu_kaitei.html) (厚生労働省)

#### ⑤ 在職老齢年金 支給停止調整額 48 万円から 50 万円へ変更（令和 6 年度）

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

---

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0064 山口県防府市高井 1143-1

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: [info@kuwasr.net](mailto:info@kuwasr.net)

---